

令和 7 年 4 月 1 日

戸沢村障害者活躍推進計画

機関名	戸沢村
任命権者	戸沢村長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
戸沢村における障害者に関する課題	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において、国及び地方自治体の障害者雇用率は令和 8 年 7 月以降 3.0%（経過措置として令和 6 年 4 月以降は 2.8%）とされている。これに対し、戸沢村における令和 6 年 6 月 1 日時点での障害者雇用率は 3.2%となっており、現段階では雇用率は達成に至っている。定着状況もおおむね順調と考えているが、積極的な採用の実現に向けた更なる体制整備や各種取り組みが必要である。
目標	
1. 採用に関する目標	【実雇用率】（各年 6 月 1 日時点） （各年度）当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上 ※参考 令和 6 年 6 月 1 日時点の実雇用率 3.23% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握・進捗管理。
3. ワーク・エンゲージメント	前年度の基準を上回る。 （評価方法）在籍している障害を持つ職員に対し、アンケート調査等を実施し、把握・進捗管理。
4. キャリア形成に関する目標	本人の希望を踏まえ、職域を開拓する。 （評価方法）毎年度実施する人事評価制度で把握。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員は総務課総務係内に配置し、係長以上の職員を選任する。 ○障害者雇用推進者及び障害者生活相談員の設置により組織内の人的サポート体制を整備するとともに、山形労働局、新庄公共職業安定所及びその他障害者が利用している支援機関等の関係機関と連携し、障害者の活躍推進に向けた情報共有を行う。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等で変更が生じるため、定期的に更新を行う。

(2)人材面	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、資格要件を満たすために必要な労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、速やかに選任する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
○現に在籍している障害のある職員、今後採用される障害のある職員及び在籍中に障害が生じた職員等の能力や環境に応じた職務の選定及び創出について検討する。 ○障害のある職員から業務についての相談等があった場合は、所属課と相談しつつ、負担なく遂行できるよう職務の選定及び創出について検討する。	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○新規に採用した障害者については、必要に応じて面接を実施し、継続的に必要な措置を講じる。 ○上記措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2)募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
(3)働き方	○勤務日数及び勤務時間を短縮するなど、障害の状態や本人の希望を考慮し柔軟に対応する。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4)キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修その他スキルアップ研修等の受講環境を整える。
(5)その他人事管理	○必要に応じて面談を行い、状況の把握と体調配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
その他	
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。	

この取り組みは、村長部局、議会事務部局、教育委員会事務部局、選挙管理委員会事務部局、農業委員会事務部局、監査委員事務部局における共通した取組みとして位置付け、障害を持つ職員の活躍の推進に関する状況を把握し、改善すべき点について検討し対応していくものとする。